



訂正のご案内

この度は、LEC公認会計士講座をご利用頂き、誠に有難うございます。

2022年 論文グレードアップ講座(EA/B22216) 租税法の下記教材に、訂正事項がございましたので、お知らせ致します。

教材作成上の訂正事項が生じたことを、心よりお詫び申し上げます。今後改善に努めてまいりますので、受講生の皆様におかれましては、ご了承の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

※今回 6/2 に追加されたものは の色が付いています。

- ・ 上級フォーサイト 租税法 テキスト [法人税法・基礎 1] (EL22011)
- ・ 上級フォーサイト 租税法 テキスト [法人税法・基礎 2] (EL22012)
- ・ 上級フォーサイト 租税法 テキスト [法人税法・応用編] (EL22013)
- ・ 上級フォーサイト 租税法 テキスト [所得税法] (EL22014)
- ・ 上級フォーサイト 租税法 テキスト [消費税法] (EL22015)
- ・ 上級フォーサイト 租税法 理論テキスト&問題集 [法人税法] (EL22016)
- ・ 上級フォーサイト 租税法 理論テキスト&問題集 [所得税法・消費税法] (EL22030)
- ・ 基本問題集 租税法 法人税法・基礎 1 (EL22017)
- ・ 基本問題集 租税法 法人税法・応用編 (EL22019)
- ・ 基本問題集 租税法 所得税法・消費税法 (EL22020)
- ・ 租税法 過去問題集 (EL22021)
- ・ 租税法 スマート論点集パーフェクト (EL22025)
- ・ 租税法 法人税・基礎 1 過去問チャレンジ (EM22011)
- ・ 租税法 法人税・基礎 2 過去問チャレンジ (EM22012)
- ・ 租税法 所得税 過去問チャレンジ (EM22014)
- ・ 租税法 消費税 過去問チャレンジ (EM22015)
- ・ 租税法 法人税・基礎 1 過去問チャレンジ 解答用紙 (EM22016)

上級フォーサイト 租税法 テキスト [法人税法・基礎 1] (EL22011)

P1-38 2(2)図解

【誤】(適用除外法人は19%)

【正】(適用除外事業者は19%)

P7-8 4(2)①イ

【誤】関税以外の租税公課

(不動産取得税、自動車取得税、登録免許税、登録費用)

【正】関税以外の租税公課

(不動産取得税、登録免許税、登録費用)

P7-31 (2) 取得価額に算入しないことができるもの ①

【誤】 関税以外の租税公課

(不動産取得税、自動車取得税、登録免許税、登録費用)

【正】 関税以外の租税公課

(不動産取得税、登録免許税、登録費用)

P7-15 解答 ⑨R12.3 期末簿価

【誤】 800,000

【正】 65,536

上級フォーサイト 租税法 特記 [法人税法・基礎2] (EL22012)

P21-13 具体例

【誤】

時点	処理		申告調整
2年間役員提供後に退任(2年分を譲渡制限解除、残りは無償取得)	会計処理	(株式報酬費用) 1,000 (雑損失) 1,000 (前払費用) 2,000	別四 雑損失損金不算入 1,000 (加・社) 株式報酬費用認容 2,000 (減・留)
	税務処理	(株式報酬費用) 1,000 (その他流出) 1,000 (前払費用) 2,000	

【正】

時点	処理		申告調整
2年間役員提供後に退任(2年分を譲渡制限解除、残りは無償取得)	会計処理	(株式報酬費用) 1,000 (雑損失) 1,000 (前払費用) 2,000	別四 雑損失損金不算入 1,000 (加・社) 株式報酬費用否認 1,000 (加・留) 株式報酬費用認容 2,000 (減・留)
	税務処理	(株式報酬費用) 1,000 (その他流出) 1,000 (前払費用) 2,000	

P22-16 (4)②算式

【誤】 (算式)

$$\left(\begin{array}{l} \text{全額益金不算入} \\ \text{された受贈益の額} \end{array} \right) \times \frac{\text{持分}}{\text{割合}} + \left(\begin{array}{l} \text{全額損金不算入} \\ \text{された寄附金の額} \end{array} \right) \times \frac{\text{持分}}{\text{割合}}$$

【正】 (算式)

$$\left(\begin{array}{l} \text{全額益金不算入} \\ \text{された受贈益の額} \end{array} \right) \times \frac{\text{持分}}{\text{割合}} - \left(\begin{array}{l} \text{全額損金不算入} \\ \text{された寄附金の額} \end{array} \right) \times \frac{\text{持分}}{\text{割合}}$$

【誤】〈設例の解説〉

更生計画認可の 決定前のA社に 対する売掛金 5,000,000円	決定による切捨額	1,000,000円	⇒	貸倒損失
	当期に弁済された金額	250,000円		
	5年以内に弁済される金額	1,250,000円		
	5年後以降に弁済される金額	1,000,000円		個別評価 金銭債権
	令和8年6月までたな上げ された金額	1,500,000円	⇒	貸倒引当金 繰入限度額

【正】〈設例の解説〉

更生計画認可の 決定前のA社に 対する売掛金 5,000,000円	決定による切捨額	1,000,000円	⇒	貸倒損失
	当期に弁済された金額	250,000円		
	5年以内に弁済される金額	1,250,000円		
	5年後以降に弁済される金額	1,000,000円		個別評価 金銭債権
	令和9年6月までたな上げ された金額	1,500,000円	⇒	貸倒引当金 繰入限度額

【誤】

税額 控除	法人税法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所得税額控除 (法法68) ・ 外国税額控除 (法法69) ・ 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う税額控除 (法法70)
	租税特別 措置法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試験研究を行った場合の特別控除 (措法42の4) ・ 省エネ高度化投資促進税制 (措法42の5) ・ 中小企業投資促進税制 (措法42の6) ・ <u>商業・サービス業活性化税制 (措法42の12の3)</u> ・ 中小企業経営強化税制 (措法42の12の4) ・ <u>賃上げ投資促進税制 (措法42の12の5) など</u>

【正】

税額 控除	法人税法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所得税額控除 (法法68) ・ 外国税額控除 (法法69) ・ 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う税額控除 (法法70)
	租税特別 措置法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試験研究を行った場合の特別控除 (措法42の4) ・ 省エネ高度化投資促進税制 (措法42の5) ・ 中小企業投資促進税制 (措法42の6) ・ 中小企業経営強化税制 (措法42の12の4) ・ <u>人材投資等促進税制</u>

上級フォーサイト 租税法 テキスト [法人税法・応用編] (EL22013)

P41-2 目次

【誤】 3 試験研究費の総額に係る特別控除 (一般型)

【正】 3 一般試験研究費に係る特別控除

P41-6 表題

【誤】 3 試験研究費の総額に係る特別控除 (一般型)

【正】 3 一般試験研究費に係る特別控除

P41-9 設例 1 つ目 表題

【誤】 試験研究費 (総額型・比較試験研究費)

【正】 試験研究費 (一般型・比較試験研究費)

P41-9 設例 2 つ目 表題

【誤】 試験研究費 (総額型・税額控除割合等)

【正】 試験研究費 (一般型・税額控除割合等)

P41-9 設例2つ目 冒頭

【誤】 試験研究費の総額に係る税額控除割合を求めなさい。

【正】 一般試験研究費に係る税額控除割合を求めなさい。

P41-12 計算Form

【誤】 (2) 試験研究費の総額に係る特別控除額

【正】 (2) 一般試験研究費に係る特別控除額

P41-13 解答

【誤】 (2) 試験研究費の総額に係る特別控除額

【正】 (2) 一般試験研究費に係る特別控除額

P41-14 4(2)② 3行目

【誤】 (総額に係る特別控除の適用を受けない場合に限る)

【正】 (一般型の特別控除の適用を受けない場合に限る)

P41-21 図解

【誤】

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{当期の特別試験研究費} \\ \text{その他試験研究費の額} \end{array} \right. \times \left(\begin{array}{l} \text{税額控除割合} \\ \text{(30\%又は25\%又は20\%)} \\ \text{試験研究費の総額} \\ \text{又は} \\ \text{中小企業者等} \end{array} \right) \text{に係る税額控除割合}$$

試験研究費の額に一定の控除率（20%、25%または30%）を乗じて計算した金額を、その事業年度の法人税額から控除できる。

（その上限額は、総額型税額控除制度による控除額とは別枠で、法人税額の10%相当額となる）

【正】

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{当期の特別試験研究費} \\ \text{その他試験研究費の額} \end{array} \right. \times \left(\begin{array}{l} \text{税額控除割合} \\ \text{(30\%又は25\%又は20\%)} \\ \text{一般型} \\ \text{又は} \\ \text{中小企業者等} \end{array} \right) \text{に係る税額控除割合}$$

試験研究費の額に一定の控除率（20%、25%または30%）を乗じて計算した金額を、その事業年度の法人税額から控除できる。

（その上限額は、一般型税額控除制度による控除額とは別枠で、法人税額の10%相当額となる）

P41-22 計算Form

【誤】 (2) 試験研究費の総額 ((1)③)に係る特別控除額

【正】 (2) 一般試験研究費に係る特別控除額

P41-23 解答

【誤】(2) 総額に係る特別控除額

【正】(2) 一般試験研究費に係る特別控除額

P41-28 まとめ

【誤】2 試験研究費の総額に係る特別控除（一般型）

【正】2 一般試験研究費に係る特別控除額

P43-4 ② 図表 適用対象法人

【誤】青色申告法人（中小企業者以外）

【正】青色申告法人

P43-6 計算Form

【誤】〔中小企業者等以外〕

【正】(削除)

P43-7 解答

【誤】(中小企業者等以外の場合)

【正】(削除)

P47-23 機械装置 ←6/2 追加

【誤】(2) 償却限度額

① 調整前 $1,795,360円 \times 0.500 = 897,680円$

② 保証額 $20,000,000円 \times 0.12499 = 2,499,800円$

③ ① \geq ② \therefore 改定償却率 $\frac{1,796,360}{1,000} \times 1.000 \times \frac{8}{12} = 1,197,573円$

(3) 償却超過額

$1,300,000円 - (2) = 102,427円$

→ 「機械装置減価償却超過額（別表四 加・留）」

【正】(2) 償却限度額

① 調整前 $1,795,360円 \times 0.500 = 897,680円$

② 保証額 $20,000,000円 \times 0.12499 = 2,499,800円$

③ ① \geq ② \therefore 改定償却率 $\frac{1,795,360}{1,000} \times 1.000 \times \frac{8}{12} = 1,196,906円$

(3) 償却超過額

$1,300,000円 - (2) = 103,094円$

→ 「機械装置減価償却超過額（別表四 加・留）」

P2-1-4 図解

【誤】年月日 預金科目
9月10日 普通預金
【正】年月日 預金科目
9月10日 定期預金

P2-4-27 (8)

【誤】青色申告社は、貸倒引当金を設定できる
【正】青色申告者は、貸倒引当金を設定できる

P2-5-3 Pick Up (1)

【誤】<例> 給与総額40万円・扶養親族2人の場合
【正】<例> 給与総額40万円・扶養親族3人の場合

P2-10-2 1(1) 3～4行目

【誤】一時の所得③で、労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないもの④をいう。
【正】一時の所得で、労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないもの③をいう。

P2-10-12 まとめ2

【誤】(1) 懸賞の賞金 (2) 競馬の払戻金 (3) 生命保険の一時金★
【正】(1) 懸賞の賞金★ (2) 競馬の払戻金 (3) 生命保険の一時金★

P2-11-2 (1) 囲いの下4行目

【誤】また、計算に当たっては、公的年金等と公的年金等以外に区分して計算する

【正】また、計算に当たっては、公的年金等と・業務に係る雑所得・その他の雑所得に区分して計算する

P2-11-5 4(1) 囲い①ニ

【誤】イ+ロ=×××

【正】イ+ロ+ハ=×××

P2-11-6 計算Form

【誤】

摘要	金額	計算過程
雑所得		(1) 総合
(総合)	×××	① 公的年金等
(先物)	×××	収入金額－公的年金等控除額＝×××
		② <u>公的年金等以外</u>
		総収入金額－必要経費＝×××
		③ <u>①+②</u> ＝×××
		(2) 先物
		総収入金額－必要経費＝×××

【正】

摘要	金額	計算過程
雑所得		(1) 総合
(総合)	×××	① 公的年金等
(先物)	×××	収入金額－公的年金等控除額＝×××
		② <u>業務に係る雑所得</u>
		総収入金額－必要経費＝×××
		③ <u>その他の雑所得</u>
		<u>総収入金額－必要経費＝×××</u>
		④ <u>①+②+③</u> ＝×××
		(2) 先物
		総収入金額－必要経費＝×××

P2-11-7 解答 計算過程

【誤】② 公的年金等以外

【正】② 業務に係るもの・その他

P2-11-7 解説 1.

【誤】(1)は生命保険契約等に基づく年金であるため雑所得 (公的年金等以外) に該当する。

【正】(1)は生命保険契約等に基づく年金であるため雑所得 (その他) に該当する。

P2-11-7 解説 3.

【誤】(3)は雑所得 (公的年金等以外) に該当する。

【正】(3)は雑所得 (その他) に該当する。

P2-11-8 まとめ3①

- 【誤】イ 公的年金等 収入金額－公的年金等控除額
 ロ 公的年金等以外 総収入金額－必要経費
 ハ イ+ロ
- 【正】イ 公的年金等 収入金額－公的年金等控除額
 ロ 業務に係るもの 総収入金額－必要経費
 ハ その他 総収入金額－必要経費
イ+ロ+ハ=xxx

P4-1-9 設例 [資料I]

【誤】

資産	所有者	取得費	直前の時価	保険金収入
家財	A	3,000,000円	2,500,000円	1,000,000円
家財	Aの妻	700,000円	500,000円	—
家財	長女	400,000円	450,000円	—

【正】取得費を削除

資産	所有者	被災直前の時価	保険金収入
家財	A	2,500,000円	1,000,000円
家財	Aの妻	500,000円	—
家財	長女	450,000円	—

P6-2

- 【誤】所得税額控除
 【正】所得控除

上級フォーサイト 租税法 テキスト [消費税法] (EL22015)

P3-12 ワンポイント6行目

- 【誤】9月31日までは8% (国税6.3%、地方税1.7%)
 【正】9月30日までは8% (国税6.3%、地方税1.7%)

P10-5 図解

- 【誤】(確定申告において控除する中間款納付額)
 【正】(確定申告において控除する中間納付額)

P10-7 図解

- 【誤】(確定申告において控除する中間款納付額)
 【正】(確定申告において控除する中間納付額)

P10-9 図解

- 【誤】(確定申告において控除する中間款納付額)
 【正】(確定申告において控除する中間納付額)

【誤】IV 控除税額

控除対象仕入税額

① 標準税率

$$(15,693,000円 + 3,090,000円 - 162,000円 + 6,780,000円 - \underline{54,600円})$$

$$\times \frac{7.8}{110} = \underline{1,797,290円}$$

② 軽減税率

$$(10,462,000円 + 162,000円 + 54,000円) \times \frac{6.24}{108} = 616,951円$$

③ ①+② = 2,414,241円

V 差引税額

$$3,282,739円 - \underline{2,414,241円} = \underline{868,498円} \Rightarrow 868,400円 \text{ (百円未満切捨て)}$$

【正】IV 控除税額

控除対象仕入税額

① 標準税率

$$(15,693,000円 + 3,090,000円 - 162,000円 + 6,780,000円 - \underline{54,000円})$$

$$\times \frac{7.8}{110} = \underline{1,797,332円}$$

② 軽減税率

$$(10,462,000円 + 162,000円 + 54,000円) \times \frac{6.24}{108} = 616,951円$$

③ ①+② = 2,414,283円

V 差引税額

$$3,282,739円 - \underline{2,414,283円} = \underline{868,456円} \Rightarrow 868,400円 \text{ (百円未満切捨て)}$$

P1-7-27 解答 1 行目

【誤】 A社が従業員に交付した譲渡制限株式

【正】 A社が従業員に交付した譲渡制限付株式

P1-8-3 (3)

【誤】 国等に対する寄附金 (2項)

【正】 国等に対する寄附金 (3項)

P1-8-3 (4)

【誤】 特定公益増進法人に対する寄附金 (3項)

【正】 特定公益増進法人に対する寄附金 (4項)

P1-13-14 サイド欄

【誤】 (十二の八号)

【正】 (十二の十一号)

P1-13-20 サイド欄

【誤】 (十二の八号)

【正】 (十二の十六号)

P1-13-53 解答13-30 解答文 3 行目

【誤】 W社株式を割当てる。

【正】 A社株式を割当てる。

P1-13-53 解答13-30 解説 6 行目

【誤】 W社株式を交付する。

【正】 A社株式を交付する。

P2-2-33 解答 2行目

【誤】所得税法9条1項十七号

【正】所得税法9条1項十八号

P2-2-33 条文 3行目

【誤】十七 保険業法

【正】十八 保険業法

P2-4-8 サイド欄

【誤】(3項)

【正】(4項)

P2-6-13 (2)表題

【誤】対象となる保険契約(5～9項)・合計控除限度額(14項)

【正】対象となる保険契約(5～9項)・合計控除限度額(4項)

P2-6-31 (4)表題

【誤】二以上の居住者がある場合の同一生計配偶者の帰属(5項)

【正】二以上の居住者がある場合の扶養親族の帰属(5項)

P3-2-4 サイド欄 二号

【誤】基準期間が1年である法人

【正】基準期間が1年でない法人

P3-2-5 (2)② 表題

【誤】基準期間が1年でない法人(一号)

【正】基準期間が1年でない法人(二号)

P3-4-9 (7) 表題

【誤】用語の意義(3項)

【正】用語の意義(6項)

P107 4. (2)

【誤】① 関税以外の租税公課 (不動産取得税、自動車取得税、登録免許税、登録費用)

【正】① 関税以外の租税公課 (不動産取得税、登録免許税、登録費用)

P138 6. (1)

【誤】

当期 試験研究 費の額	当期の特別試験研究費の額	× 税額控除割合 (30%又は25%又は20%)
	その他の試験研究費の額	× 試験研究費の総額又は中小企業者等に係る税額控除割合

【正】

当期 試験研究 費の額	当期の特別試験研究費の額	× 税額控除割合 (30%又は25%又は20%)
	その他の試験研究費の額	× <u>一般型</u> 又は中小企業者等に係る税額控除割合

P138 6. (2) 囲いの下 1行目

【誤】ただし、試験研究費の総額に係る特別控除又は中小企業者等の特別控除の規定の適用を受けるものを除く。

【正】ただし、一般試験研究費に係る特別控除又は中小企業者等の特別控除の規定の適用を受けるものを除く。

P141 まとめ

【誤】

法人	試験研究費がある場合	特別試験研究費に係る特別控除
大規模法人	<u>試験研究費の総額に係る特別控除</u>	○
中小企業者等	試験研究費の総額に係る特別控除と中小企業者等の特別控除の有利選択	○

【正】

法人	試験研究費がある場合	特別試験研究費に係る特別控除
大規模法人	<u>一般試験研究費に係る特別控除</u>	○
中小企業者等	<u>一般試験研究費に係る特別控除</u> と中小企業者等の特別控除の有利選択	○

P144 設例 2 表題

【誤】試験研究費の総額に係る特別控除割合①

【正】一般試験研究費に係る特別控除割合①

P144 設例 2 冒頭

【誤】試験研究費の総額に係る特別控除割合を求めなさい。

【正】一般試験研究費に係る特別控除割合を求めなさい。

P144 設例3 表題

【誤】試験研究費の総額に係る特別控除割合②

【正】一般試験研究費に係る特別控除割合②

P144 設例3 冒頭

【誤】試験研究費の総額に係る特別控除割合を求めなさい。

【正】一般試験研究費に係る特別控除割合を求めなさい。

P145 解答2 表題

【誤】試験研究費の総額に係る特別控除割合①

【正】一般試験研究費に係る特別控除割合①

P145 解答3 表題

【誤】試験研究費の総額に係る特別控除割合②

【正】一般試験研究費に係る特別控除割合②

P187 解答4. (2)乙社

【誤】

(諸 負 債)	<u>600</u>	(諸 資 産)	<u>1,000</u>
(甲 社 株 式)	<u>400</u>		

【正】

(諸 負 債)	<u>1,200</u>	(諸 資 産)	<u>2,000</u>
(甲 社 株 式)	<u>800</u>		

基本問題集 租税法 所得税法・消費税法 (EL22020)

消費税編P136 【3】IV(2)①ロ(イ)

【誤】第一種事業 イ(イ)
ロ(卜)

【正】第一種事業 イ(イ)
イ(卜)

租税法 過去問題集 (EL22021)

(令3・解答解説)10頁 問題2① 表 重要度

【誤】

重要度	(正誤) × (誤り)	… <u>1点</u>	○
	(理由) 消費税の新設法人に該当する	… <u>1点</u>	○
	(取扱い) A社は免税事業者となれない	… <u>1点</u>	○
	(条文の指摘) 消法12の2① (+消法9)	… <u>1点</u>	○

【誤】点数を削除

重要度	(正誤) × (誤り)	… ○
	(理由) 消費税の新設法人に該当する	… ○
	(取扱い) A社は免税事業者となれない	… ○
	(条文の指摘) 消法12の2① (+消法9)	… ○

(令3・解答解説)16頁 B株式 図表

【誤】 $\frac{\text{源}}{12,000} \times 7,000 \text{株} / 12,000 \text{株} \times 6 / 12 (0.500) = \underline{21,411}$

【正】 $\frac{\text{源}}{12,000} \times 7,000 \text{株} / 12,000 \text{株} \times 6 / 12 (0.500) = \underline{21,441}$

(令3・解答解説)23頁 10. 右側の解答数値

【誤】 C 5,000,000 (減)

【正】 C 5,000,000 (加)

(令3・解答解説)31頁 (1)②

【誤】 $5,800,500,000 \times \frac{7.8}{110} = 452,439,000$

【正】 $5,800,500,000 \times \underline{7.8\%} = 452,439,000$

(令2・問題)1頁 事例文18行目

【誤】 令和3年6月26日開催のC社株主総会において、

【正】 令和2年6月26日開催のC社株主総会において、

(令2・問題)3頁 事例文18行目

【誤】 Fは、令和3年4月1日、

【正】 Fは、平成31年4月1日、

(令2・問題)16頁 4. 譲渡所得に関する事項 1行目

【誤】 令和3年(2020年)4月25日

【正】 令和3年(2021年)4月25日

(令2・問題)17頁 7. 参考資料

【誤】 (2) 令和2年分の所得税額の税率表(所得税法第89条)

【正】 (2) 令和3年分の所得税額の税率表(所得税法第89条)

(令2・解答解説)10頁 問4 取扱い 5行目

【誤】・時価と対価の差額 (900万円)

【正】・時価と対価の差額 (700万円)

(令2・解答解説)10頁 問5 表題

【誤】 1年経過した未払役員賞与の源泉徴収 (諸島税)

【正】 1年経過した未払役員賞与の源泉徴収 (所得税)

(令2・解答解説)15頁 ④ (限定承認による相続の場合) 1行目

【誤】 法人に対して次に掲げる事由により資産の移転があった場合には、

【正】 次に掲げる事由により資産の移転があった場合には、

(令2・解答解説)16頁 問1 内容

【誤】 (D社株恣意の譲渡についての申告調整)

【正】 (D社株式の譲渡についての申告調整)

(令2・解答解説)21頁 7. 表の下 (2)②

【誤】 得意先飲食接待 735,000

【正】 得意先飲食接待 785,000

(令2・解答解説)35頁 3. 右側の解答数値

【誤】B 1,188,000,000

【正】B 273,946,920

(令1・問題)8頁 6行目

【誤】令和2年5月10日に

【正】令和4年5月10日に

(令1・問題)9頁 6.(3)仕訳

【誤】(借方) 建 物 25,000,000 円 (貸方) 現金預金 41,850,000 円
建物圧縮損 16,850,000 円

【正】(借方) 建 物 25,000,000 円 (貸方) 現金預金 41,850,000 円
建物圧縮損 16,850,000 円

(令1・解答解説)1頁 問1 3行目

【誤】令和3事業年度の

【正】令和2事業年度の

(令1・解答解説)2頁 ② 2行目

【誤】所得税法9条1項十七号

【正】所得税法9条1項十八号

(令1・解答解説)3頁 C社株式

【誤】150,000

【正】0

(令1・解答解説)8頁 問1 表 取扱い4行目

【誤】令和3事業年度の所得の金額を計算する

【正】令和2事業年度の所得の金額を計算する

(令1・解答解説)8頁 点線部分の下 2行目

【誤】平成30事業年度の所得の金額を計算する。

【正】令和2事業年度の所得の金額を計算する。

(令1・解答解説)9頁 問2 表の下 2、3行目

【誤】(令和元年6月1日から1年後)の属する令和2事業年度において、

【正】(令和2年6月1日から1年後)の属する令和3事業年度において、

(令1・解答解説)9頁 問3 表の下 2行目

【誤】令和元事業年度の益金の額として

【正】令和2事業年度の益金の額として

(令1・解答解説)10頁 ② 表 条文指摘

【誤】所法9①十七

【正】所法9①十八

(令1・解答解説)14頁 2. (1) 右側の解答数値

【誤】 B 2,128,274 (減)

【正】 B 2,128,274 (加)

(令1・解答解説)14頁 2. (2) 右側の解答数値

【誤】 B 704,796 (減)

【正】 B 704,796 (加)

(令1・解答解説)16頁 5. (1) 右側の解答数値

【誤】 A 350,000 (減)

【正】 A 350,000 (加)

(令1・解答解説)18頁 7. (3) 右側の解答数値

【誤】 A 997,875,000 (減)

【正】 A 997,875,000 (加)

(令1・解答解説)18頁 7. (5) 右側の解答数値

【誤】 A 900,000 (減)

【正】 A 900,000 (加)

(令1・解答解説)20頁 10. (1) 右側の解答数値

【誤】 B 2,883,070 (減)

【正】 B 2,833,070 (減)

(令1・解答解説)21頁 交際費等に含まるべき控除対象外消費税額等の金額 表

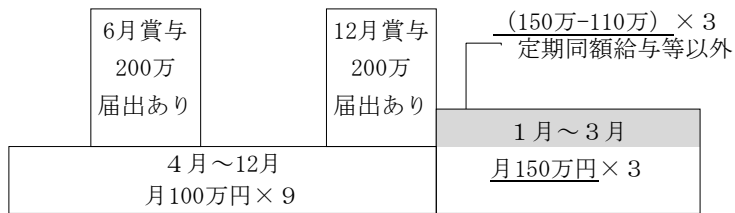
【誤】 (消費税等10%) (控除対象となるもの) (控除対象とならないもの)

販売用住宅 (課)	<u>3,300,000</u>		<u>3,300,000</u>		—
賃貸用住宅 (非)	2,625,000		—		2,625,000
附属設備 (共通)	600,000	×35%	210,000	×65%	390,000
通信機器 (共通)	250,000	×35%	87,500	×65%	162,500
固定資産計	<u>6,775,000</u>		<u>3,597,500</u>		3,177,500

【正】 (消費税等10%) (控除対象となるもの) (控除対象とならないもの)

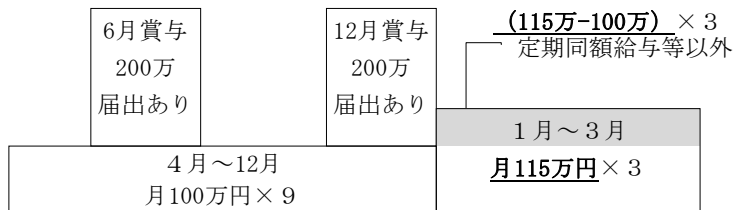
販売用住宅 (課)	<u>3,000,000</u>		<u>3,000,000</u>		—
賃貸用住宅 (非)	2,625,000		—		2,625,000
附属設備 (共通)	600,000	×35%	210,000	×65%	390,000
通信機器 (共通)	250,000	×35%	87,500	×65%	162,500
固定資産計	<u>6,475,000</u>		<u>3,297,500</u>		3,177,500

【誤】



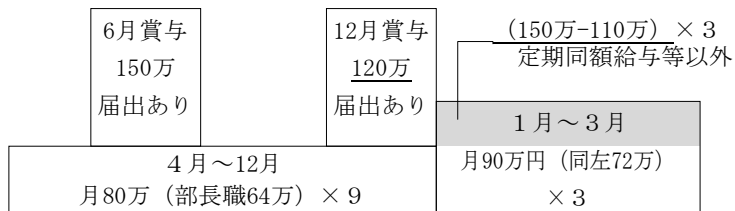
※ 渡切交際費 月5万×12月 ▲ 役会

【正】



※ 渡切交際費 月5万×12月 ▲ 役会

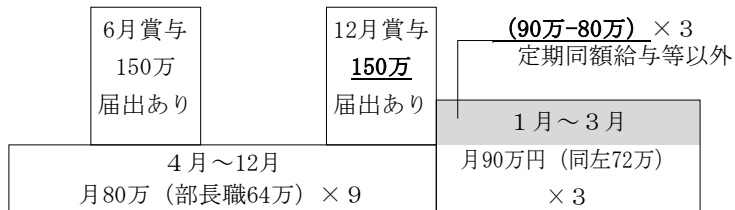
【誤】



▲ 役会

※ 常務は、使用人兼務役員となれないため、部長職の標準的な給与額は考慮しない。

【正】



▲ 役会

※ 常務は、使用人兼務役員となれないため、部長職の標準的な給与額は考慮しない。

【誤】 906, 137 (加)

【正】 2, 581, 137 (加)

【誤】① 一括評価金銭債権の額

154,600,000+520,560,501+2,999,999-2,000,000
+33,500,001+3,999,999+15,600,000=729,260,500

② 貸倒実績率

イ 一括評価金銭債権の額

受155,100,000+売520,560,501+売(A社)2,999,999
-個別2,500,000+貸33,500,001+貸(A社)3,999,999
+貸15,600,000=729,260,500

【正】① 一括評価金銭債権の額

受154,600,000+売520,560,501+売(A社)2,999,999
-個別2,000,000+貸33,500,001+貸(A社)3,999,999
+未15,600,000=729,260,500

【誤】別表四

当期利益の額		×××
加算	貸倒損失否認 (A社)	6,999,998
	過年度貸倒損失否認 (B社)	4,000,000
	個別評価貸倒引当金	<u>2,000,000</u>
	一括評価貸倒引当金	707,395
減算		
所得金額		×××

別表五 (一)

	①期首	②減	③増	④期末
売掛金 (A社)			2,999,999	2,999,999
貸付金 (A社)			3,999,999	3,999,999
売掛金 (B社)	△4,000,000	△4,000,000		0
個別評価貸倒引当金			<u>2,000,000</u>	<u>2,000,000</u>
一括評価貸倒引当金			707,395	707,395

【正】別表四

当期利益の額		×××
加算	貸倒損失否認 (A社)	6,999,998
	過年度貸倒損失否認 (B社)	4,000,000
	個別評価貸倒引当金	<u>1,500,000</u>
	一括評価貸倒引当金	707,395
減算		
所得金額		×××

別表五 (一)

	①期首	②減	③増	④期末
売掛金 (A社)			2,999,999	2,999,999
貸付金 (A社)			3,999,999	3,999,999
売掛金 (B社)	△4,000,000	△4,000,000		0
個別評価貸倒引当金			<u>1,500,000</u>	<u>1,500,000</u>
一括評価貸倒引当金			707,395	707,395

(平30・解答解説)31頁 ④イ

【誤】取得 R1.9.25
 $\frac{22,000,000}{100} \times 6.3\%$
=1,260,000

【正】取得 R1.9.25
 $\frac{20,000,000}{100} \times 6.3\%$
=1,260,000

租税法 スマート論点集パーフェクト (EL22025)

P380 【3】IV(2)①ロ(イ)

【誤】第一種事業 $\frac{\text{イ(イ)}}{\text{ロ(ト)}}$

【正】第一種事業 $\frac{\text{イ(イ)}}{\text{イ(ト)}}$

租税法 法人税・基礎1 過去問チャレンジ (EM22011)

第1章 理解度チェック! 年次 6行目

【誤】平成27年

【正】平成29年

P1-18 理解度チェック! (法人税率)

【誤】平成27年(2015年)第1問 問題2改題

【正】平成29年(2017年)第1問 問題2改題

P2-17 解答 解説3行目

【誤】B社が受け取った配当金50万円については、

【正】E社が受け取った配当金50万円については、

P10・11共-7 2. 交際費等に含めるべき控除対象外消費税額等の金額 表

【誤】 (消費税等10%) (控除対象となるもの) (控除対象とならないもの)

販売用住宅(課)	3,300,000		3,300,000		—
賃貸用住宅(非)	2,625,000		—		2,625,000
附属設備(共通)	600,000	×35%	210,000	×65%	390,000
通信機器(共通)	250,000	×35%	87,500	×65%	162,500
固定資産計	<u>6,775,000</u>		<u>3,597,500</u>		3,177,500

【正】 (消費税等10%) (控除対象となるもの) (控除対象とならないもの)

販売用住宅(課)	3,000,000		3,000,000		—
賃貸用住宅(非)	2,625,000		—		2,625,000
附属設備(共通)	600,000	×35%	210,000	×65%	390,000
通信機器(共通)	250,000	×35%	87,500	×65%	162,500
固定資産計	<u>6,475,000</u>		<u>3,297,500</u>		3,177,500

P10・11共-13 解説(2) ゴルフ年会費 (支出接待飲食)

【誤】 $\times 50\%$

【正】 二

租税法 法人税・基礎2 過去問チャレンジ (EM22012)

P13-5 解説 貸倒れ時の仕訳 (税抜き処理)

【誤】

(貸倒損失)	<u>8,000,000</u>	(売掛金)	<u>8,800,000</u>
(仮受消費税等)	<u>800,000</u>		

【正】

(貸倒損失)	<u>6,800,000</u>	(売掛金)	<u>7,480,000</u>
(仮受消費税等)	<u>680,000</u>		

P13-5 解説

【誤】

別表四

当期利益の額		×××
加算		
減算	貸倒損失認定損 (P社)	<u>8,000,000</u>
所得金額		×××

別表五 (一)

	①期首	②減	③増	④期末
売掛金			<u>△8,800,000</u>	<u>△8,800,000</u>
仮受消費税等			<u>800,000</u>	<u>800,000</u>

【正】

別表四

当期利益の額		×××
加算		
減算	貸倒損失認定損 (P社)	<u>6,800,000</u>
所得金額		×××

別表五 (一)

	①期首	②減	③増	④期末
売掛金			<u>△7,480,000</u>	<u>△7,480,000</u>
仮受消費税等			<u>680,000</u>	<u>680,000</u>

【誤】

別表四

当期利益の額		×××
加算	賞与引当金繰入超過額	155,000,000
	貸倒引当金繰入超過額	17,000,000
減算	賞与引当金繰入超過額認容	150,000,000
	<u>貸倒引当金繰入超過額認容（貸倒損失認定損）</u>	<u>8,000,000</u>
	貸倒引当金繰入超過額認容	<u>12,000,000</u>
所得金額		×××

別表五（一）

	①期首	②減	③増	④期末
賞与引当金	150,000,000	150,000,000	155,000,000	155,000,000
貸倒引当金	20,000,000	<u>8,000,000</u>	17,000,000	17,000,000
		<u>12,000,000</u>		

※ 税務では、本来、貸倒引当金は洗替え

【正】

別表四

当期利益の額		×××
加算	賞与引当金繰入超過額	155,000,000
	貸倒引当金繰入超過額	17,000,000
減算	賞与引当金繰入超過額認容	150,000,000
	貸倒引当金繰入超過額認容	<u>20,000,000</u>
所得金額		×××

別表五（一）

	①期首	②減	③増	④期末
賞与引当金	150,000,000	150,000,000	155,000,000	155,000,000
貸倒引当金	20,000,000	<u>20,000,000</u>	17,000,000	17,000,000

※ 税務では、貸倒引当金は洗替え

租税法 所得税 過去問チャレンジ (EM22014)

P2-1・2共-3 解答 配当所得の金額

【誤】 1,057,000

【誤】 1,057,500

P2-1・2共-10 理解度チェック！ 事例文

【誤】 Aは、個人として小売業を営んでいる。また、Aは、取引先であるB社（非上場の株式会社）の株式を100株保有しており、これはB社の発行済株式総数の5%に当たる。Aは、令和3年に、B社から50万円の配当金を受け取った。

【正】（以下の事例文に差し替え）

個人として小売業を営んでいるAと、暦年を事業年度とし小売業を営む非上場の株式会社E社は、取引先であるB社（非上場の株式会社）の株式をそれぞれ100株保有しており、これはB社の発行済株式総数の5%に当たる。A及びE社は、令和3年に、B社からそれぞれ50万円の配当金を受け取った。

P2-1・2共-11 POINT 3行目

【誤】 B社が受け取った配当金50万円については、

【正】 E社が受け取った配当金50万円については、

P2-3・4共-4 資料 4. (2) 2行目

【誤】 令和2年4月1日に入居を開始した

【正】 令和3年4月1日に入居を開始した

P2-5・6共-2 資料2. 2行目

【誤】 平成8年（1996年）7月1日から令和3年（2021年）6月30日まで勤務し、

【正】 平成9年（1997年）7月1日から令和3年（2021年）6月30日まで勤務し、

P2-5・6共-2 資料2. 3行目

【誤】 平成8年7月1日から平成29年（2017年）6月30日まで使用人、

【正】 平成9年7月1日から平成29年（2017年）6月30日まで使用人、

P2-9-4 過去問にチャレンジ！

[資料2]の下に下記文言を追加

※ 本問においては、令和3年分の算出税額（年税額）が最も少なくなるように計算すること。

P2-10・11共-5 解答

【誤】

[問]2.

雑所得の金額

一時所得金額

【正】

[問]2.

雑所得の金額

一時所得金額

P5・6共-2 資料2. 2～3行目

【誤】平成8年(1996年)7月1日から令和3年(2021年)6月30日まで勤務し、同日退職した。(中略)

【正】平成9年(1997年)7月1日から令和3年(2021年)6月30日まで勤務し、同日退職した。平成9年7月1日から平成29年(2017年)6月30日まで使用人、平成29年7月1日から令和3年6月30日まで役員として勤務していた。(中略)

租税法 消費税 過去問チャレンジ (EM22015)

P5-6 解答[問]2. (2) その他の資産の譲渡等のみによする課税仕入れの金額(税込額)

【誤】14,300,000

【正】1,100,000

P5-7 解説2. (2)

【誤】中古住宅建物の購入額 13,200,000

仲介手数料(購入手数料) 1,100,000

合計 = 14,300,000

【正】中古住宅建物の購入額 0

仲介手数料(購入手数料) 1,100,000

合計 = 1,100,000

※中古住宅建物の購入額

$$13,200,000 \times \frac{100}{110} = 12,000,000 \geq 10,000,000$$

∴ 居住用賃貸建物に該当するため、仕入税額控除の対象とならない

P5-7 解説4. (2)②

【誤】(2.(1)+2.(2)+2.(3)+3.(1)+3.(2)+3.(3)) $\times \frac{7.8}{110} \times 0.8 = \underline{168,302,784}$

【正】(2.(1)+2.(2)+2.(3)+3.(1)+3.(2)+3.(3)) $\times \frac{7.8}{110} \times 0.8 = \underline{167,553,984}$

租税法 法人税・基礎1 過去問チャレンジ 解答用紙 (EM22016)

第1章 理解度チェック！(法人税率)

【誤】平成27年(2015年)第1問 問題2改題

【正】平成29年(2017年)第1問 問題2改題